

令和6年度第5回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年8月19日（月）午後3時17分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第5回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名
1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
4番 大内 将 6番 影山 忠夫 7番 内藤 保次
8番 門馬 稔治 9番 小林 孝 10番 新田 俊男
11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇 13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 1名
5番 加藤 不二夫
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
議案第15号 現況確認証明申請について
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号 三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
9番 小林 孝 委員 10番 新田 俊男 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第15号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第15号 現況確認証明申請について」を議題とします。

はじめにNo.1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、田村警察署から北へ100mの地点です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした8番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 8番 門馬稔治 委員、現地調査報告

委員： 8月13日午前10時から、佐藤推進委員、橋本推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、約1m程度の雑草や雑木が生えており、周囲の山林に浸食されつつある状況でした。また周囲が山林に囲まれていることから、日照の確保も困難であるため非農地証明の対象と判断されます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 続いて、No.2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、山田地内元駐車場の南側です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした7番内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

- 委員： 7番 内藤保次 委員、現地調査報告
- 委員： 8月8日午前9時から、菅野推進委員、増子推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、約1m程度の雑草が茂っている状況でした。また非常に狭小（きょうしょう）な土地であり、今後継続的に農地として活用することは困難であると見受けられるため、非農地証明の対象と判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。
- 議長： 続いて、No3について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、中妻小学校から北西へ100mのところでは。
- 事務局： （議案説明）
- 議長： 現地調査をした3番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 3番 渡邊重吉 委員、現地調査報告
- 委員： 8月8日午前9時から、新田委員、山口推進委員、遠藤推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、約2m程度の雑草が一面に茂っている状況でした。また、接道等が無く大きな機械が入ることも困難であります。このことから今後農地として復旧することは困難であると見受けられるため、非農地証明の対象と判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、鷹巣地内宗形工務店から南へ50mのところ
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした3番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 7月27日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、現在は作付がされている様子は無いものの、今後は適正に耕作等を行い、適正に管理するとしていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、柴原集会所から北西へ600mのところ
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 大内将 委員、現地調査報告

委員： 7月29日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈りや作付等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

6番委員： 青田買いになり、契約収量等との差違が発生するのではないですか。

3番委員： 現在すでに一団の農地として譲受人が借受、耕作しているのでその心配は無いかと思えます。

議長： その他に質問などありますか。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No3について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、山田集会所から北西へ500mのところですか。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした6番影山委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 6番 影山忠夫 委員、現地調査報告

委員： 8月15日午前9時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第17号 三春町農用地利用集積計画について

議長： 「議案第17号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。

事務局： (議案朗読)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第5回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和6年度第5回三春町農業委員会を午後3時45分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 橋本 正亀

9番委員 小林 孝

10番委員 新田 俊男